

Q 1 1 : 特色ある学校図書館をつくるためには
どのようにしたらよいですか？

A : 学校図書館は学校の中心的存在であり，図書館担当者はその使命を正しく認識することが大切です。

また，図書館が児童生徒・教師みんなのものであることを意識することが大切です。

特色ある図書館をつくるには，図書館担当者が中心になり，それぞれの学校の特色や教育目標・努力点などを踏まえて，教育課程に寄与するための活動内容を考えていくことが大切です。

図書館の使命，活動内容については，詳細をご覧ください。

詳 細

Q 1 1 : 特色ある学校図書館をつくるためには
どのようにしたらよいですか？

特色ある図書館をつくるには、まずどんな児童生徒に育てたいかを、教育目標・努力点などをもとに、学校全体で話し合うことが大切です。言い換えると、図書館を見れば、その学校の教育目標が見えてくるということです。

特色を出す手だてとしては、設備・資料の面から考える場合と指導の面から考える場合とに分けられます。いずれにしても、それぞれの学校の現在の図書館がどうなっているか、また予算はどれくらいあるかによって、決まってくると思われま

1 設備・資料の面に特色ある図書館

(1) 学習スペースの十分ある図書館

- ・ 調べ学習，グループ学習のできるスペース
- ・ コンピュータ学習スペース

明るく広い図書館にゆったりとしたスペースで、児童生徒が調べ学習に取り組めることが大切です。資料としては図書だけでなく、パンフレット・リーフレット・電子資料・CD・実物資料・児童生徒作品などが挙げられます。コンピュータ学習については、コンピュータの操作に加え、教科書やノートなどを広げられるスペースもあることがよいでしょう。

(2) 読書スペースの十分ある図書館

- ・ 雑誌や新聞、軽い読み物などを読むことができるスペース（絵本の部屋，おとぎの部屋，ブラウジング・ルームなど）
- ・ 本に読み浸れる読書の部屋



《ブラウジングルームのある図書館》

明るく広い図書館にゆったりとしたスペースで，読書環境を整えることが必要です。特に絵本の部屋とかブラウジング・ルームと呼ばれている部屋では，リラックスした雰囲気をつくり出すことが大切です。

(3) 図書委員会活動スペースのある図書館

図書委員会が日常的に活発な活動をするためのスペースが必要です。そこは，活動についての話し合いの場，広報活動のための準備の場などに活用したいものです。

2 指導の面に特色ある図書館

(1) 豊かな心を育てる指導と図書館

- ・ 全校一斉読書
- ・ 親子読書
- ・ 読書ゆうびん
- ・ 絵本づくり
- ・ テーマ図書の展示

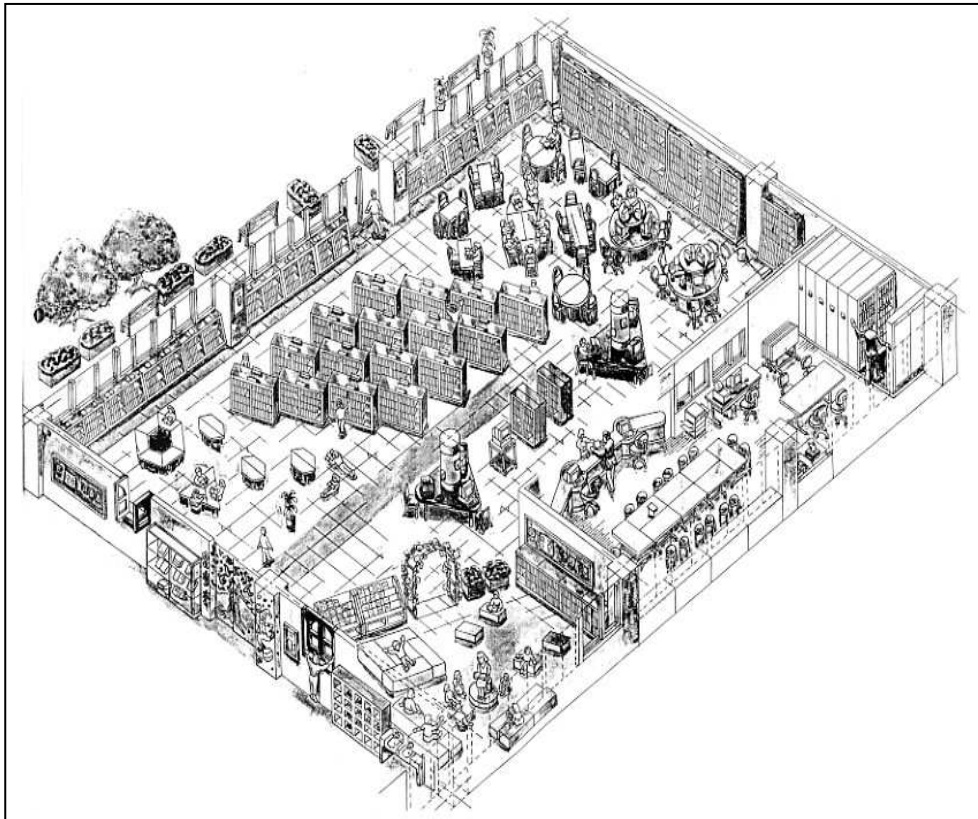
幅広い読書によって，豊かな心を育てるためにも図書館の存在は欠かせないものです。季節，あるいは教材によって関連図書をテーマ別に展示をするのも，児童生徒に興味をもたせるのに有効と思われます。

(2) 生きる力を育む指導と図書館

- ・ 学び方の教育の推進
- ・ 環境教育の推進
- ・ 国際理解教育の推進
- ・ 福祉についての教育の推進
- ・ 進路についての教育の推進

「学び方」については，自分で課題を見つけて解決していくためにも図書館での資料活用能力を身に付けさせることが大切です。そのためにも教科書関連図書を有効に活用させたいものです。

総合的な学習の時間では，児童生徒が将来どう生きていくかを考えさせるための手だてを図書館の資料を活用して，学ばせていこうとしています。何を学ばせていくかは各学校の指導目標に照らすことが大切です。特に力を入れていることで特色を出していくようにしたらよいのではないのでしょうか。



《全国学校図書館協議会「理想の図書館」》

Q 1 2 : 学校図書館にはどんな資料を整備したらよいですか？また、その資料をどのように収集したらよいですか？

A : 各校の教育内容（教科，総合的な学習の時間，特別活動，努力点など）にあった資料を，多くの教師と相談のうえ購入します。教育課程に対応する図書館づくりが急務であり，児童生徒だけでなく教師の図書館でもあることを忘れないようにしたいものです。

図書購入は，公共図書館の児童室や出版社の展示会，学校図書館の研究大会などで，実際に実物にあたりたり，児童書関係の雑誌，各種選定資料，新聞などから情報を集めたりして，年に数回に分けて行います。常に教育活動に対応できるように臨機応変の資料収集を心がける必要があります。

図書以外の資料（パンフレット，新聞切り抜きなど），映像資料，インターネット関連資料の取り扱いは，各校の実態に合わせて行えばよいでしょう。

図書館の資料整備や資料収集については，詳細をご覧ください。

詳 細

Q 1 2 : 学校図書館にはどんな資料を整備したらよいですか？また、その資料をどのように収集したらよいですか？

1. 図書資料の整備について

ここでは基本的に図書資料について述べます。

まず、自校の資料を把握することから始まります。次に、どんな資料が児童生徒、教師から求められているか確認します。

(多くの意見を求めることが大切です)

文学作品（絵本も含む）

古典的な内外の作品を整備したいものです。完訳本と簡略化したものの両方があるとよいでしょう。表紙や形態も大切なので、大型本や文庫本も整備しましょう。

新しい作品については、実際に手に取れない場合が多いので、信頼できる機関の書評など、紹介されている場面をとらえ参考にするとよいでしょう。

ノンフィクション

毎年、大変多くの本が出版されるので、できるだけ多方面に渡る本を収集する必要があります。読みものだけをみても、戦争・平和、異文化の世界、障害や福祉、環境、生き方、歴史、自然、伝記、伝承、伝説、趣味など多くの分野があります。また、教育課程に対応するものも多いので注意が必要です。新聞の書評などによく紹介されます。

自然科学（科学読み物）

校内の多くの先生方の協力を得る必要があります。また、多くの書評を参考にすることもよいでしょう。写真や図が多いので、できれば実物にあたりたいものです。

百科事典、各種事典・辞典、年鑑

調べ学習においては必ず必要となります。基本的なものから発展的なものまで、できるだけたくさんの種類を副本で揃えましょう。国語辞典・

漢和辞典は 2～3 クラス分（できれば校内の 1 学年分，または全クラスに数冊ずつ）あるとよいでしょう。

百科事典についても，児童生徒用と一般用とも整備したいものです。特に児童生徒用は副本があると便利です。

調べ学習に対応する図書

社会科や理科については教科書の単元に沿って購入します。同一図書を 2 冊以上（副本）そろえることを考える必要もあります。

総合的な学習については，各校によって，力点が違うので，今，取り組んでいる分野の図書を集中的に購入し，次に他の分野へと広げていくとよいでしょう。

図書の場合，最新の情報を手に入れることは難しいので，図書以外の資料収集（インターネット関連資料，新聞の切抜きなど）と関連させる必要があります。

2. 図書資料の収集について

以下のような選択情報があります。詳細は資料編を参考にしてください。

出版情報 第 1 次資料……一般に流通している図書資料を知ることができるもの

選定情報 第 2 次資料……機関や団体などが，ある条件を定めて選書したもの

選定目録 第 3 次資料……一定の目的に沿って目録化したもの
（名古屋市児童図書選定協議会 選定児童図書目録 など）

3. 図書資料の購入について

購入はできれば，年に 1～2 度ではなく，実際の教育活動に対応して臨機応変に行う必要があります。各校の取り組みに合わせて，数年かけて収集していく資料と，授業展開に即してすぐに必要な資料があります。書店や学校事務の方と連絡を密にして，教育活動に即した迅

速な資料提供が大切です。この取り組みが図書館担当者の最も大切な仕事になります。

自校で対応できない場合は、公共図書館や近隣の学校に連絡して資料を融通しあうことも考える必要があります。近年、公共図書館は事前に連絡すれば、資料提供の協力が得られます。常時、教師や児童生徒の意見を反映できる体制を作っておく必要があります。

4. 学校図書館の蔵書数，構成について

国や専門機関の求める基準は，以下を参照してください。

- | | | |
|------------|-----------|---------------|
| ・学校図書館図書標準 | 1993.3.29 | 文部省（現在：文部科学省） |
| ・図書館メディア基準 | 2000.3.21 | 全国学校図書館協議会 |

※ 詳細は資料編を参考にしてください。

5. 今後の課題

急速な情報化にともない，本や雑誌以外の様々な資料が普及してきました。特にインターネットにかかわる資料の取り扱いをどうするかについては，各校の先生方の考え方で変わります。以下に「学校図書館」が備えるべき資料の一覧を載せます。

学校図書館メディアとは（この区分けは一例です）

- | | |
|---|--|
| A | 印刷メディア（ 図書 ・ レファレンス資料 ・ 逐次刊行物 ・ 自校作成資料 ） |
| B | 視聴覚メディア（ 録音資料 ・ 映像資料 ） |
| C | 実物資料（ 標本 ・ 絵画 ・ 工芸品 ・ 民芸品 ・ 児童生徒のレポート, 作品 ） |
| D | パッケージ系電子メディア（ 磁気ディスク ・ 光ディスク ・ 電子書籍 ・ フォト CD ） |
| E | ネットワーク系メディア（ Web サイト ・ e ブック ・ 電子メール ） |

Q 1 3 : コンピュータを導入するには、どのようにしたらよいですか？

A : コンピュータを導入することによって、「学校図書館をどう教育活動に活用していくか」について共通理解を図ることが必要です。学習活動の中で、図書資料を始め様々な情報の分類・整理や収集が簡単にでき、学習内容を蓄積したり、発信したりすることができることによって、情報活用能力の学習が可能になります。

コンピュータ導入について共通理解を図った上で、コンピュータ関連機器と使用ソフトの選定を行います。使用ソフトに沿って図書に対する作業と個人データに関する作業を行えば、利用が可能になります。

より有効に活用するためには、校内 LAN を組むことも視野に入れたほうがよいでしょう。今後予想される公共図書館や他の学校とのネットワークを組むことにも対応できるようになります。

導入の手順については、詳細をご覧ください。

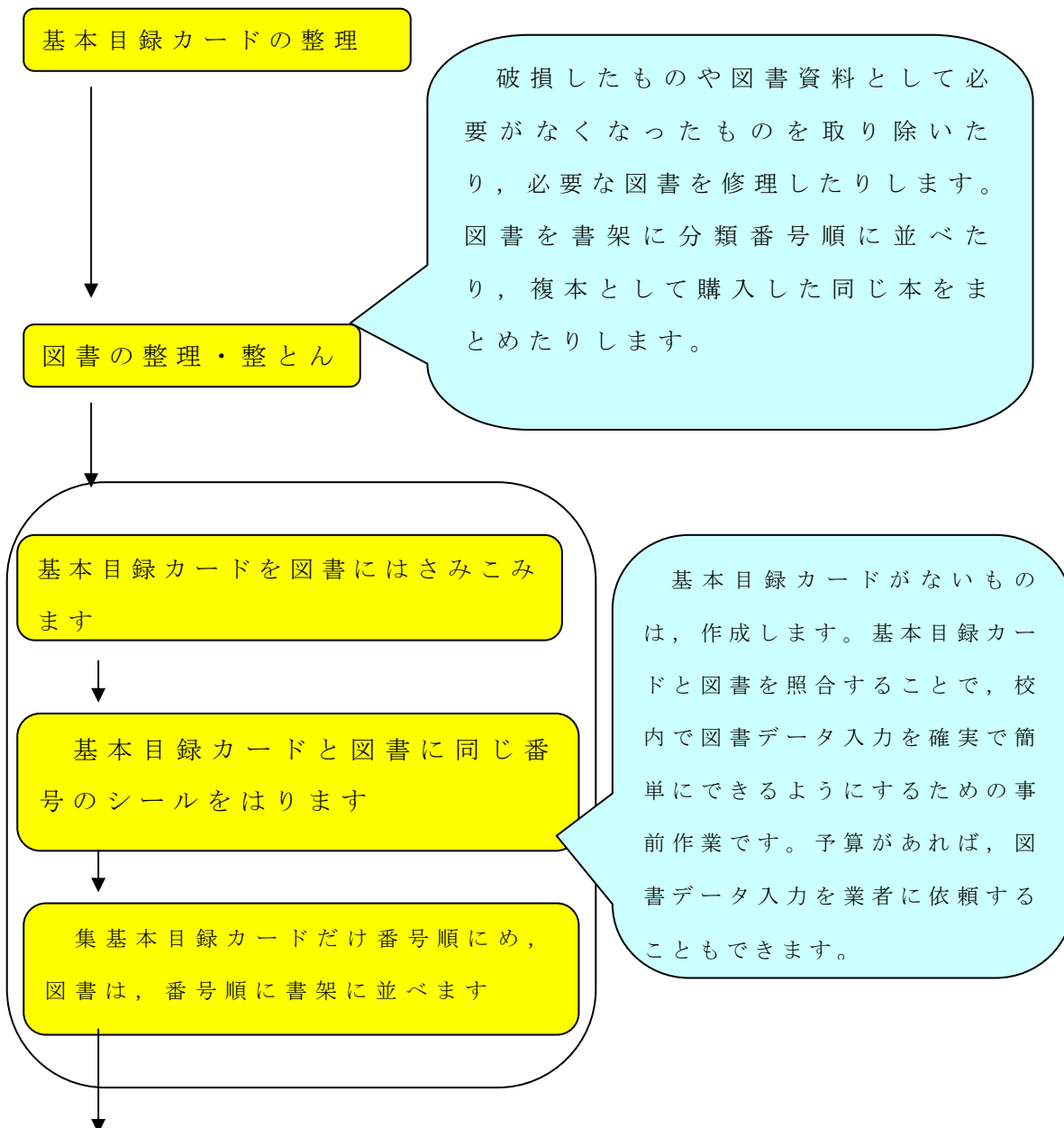
詳 細

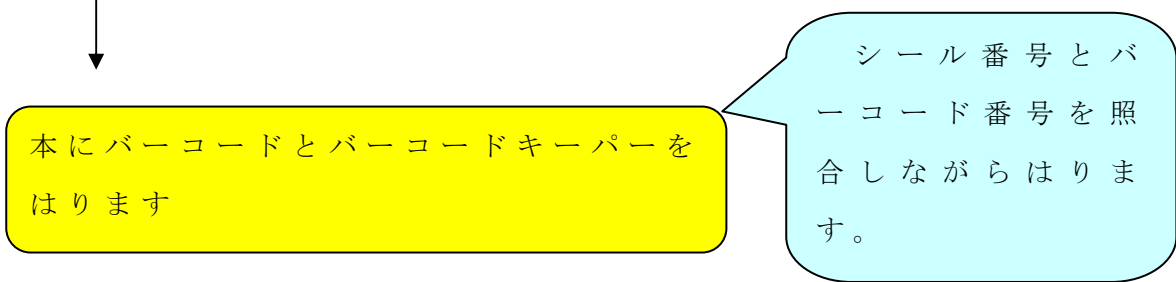
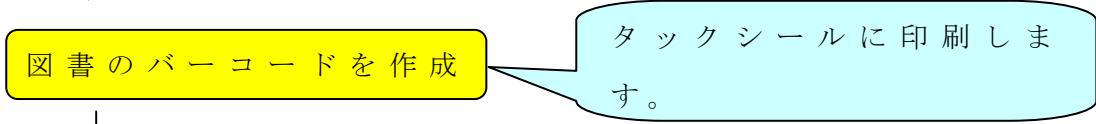
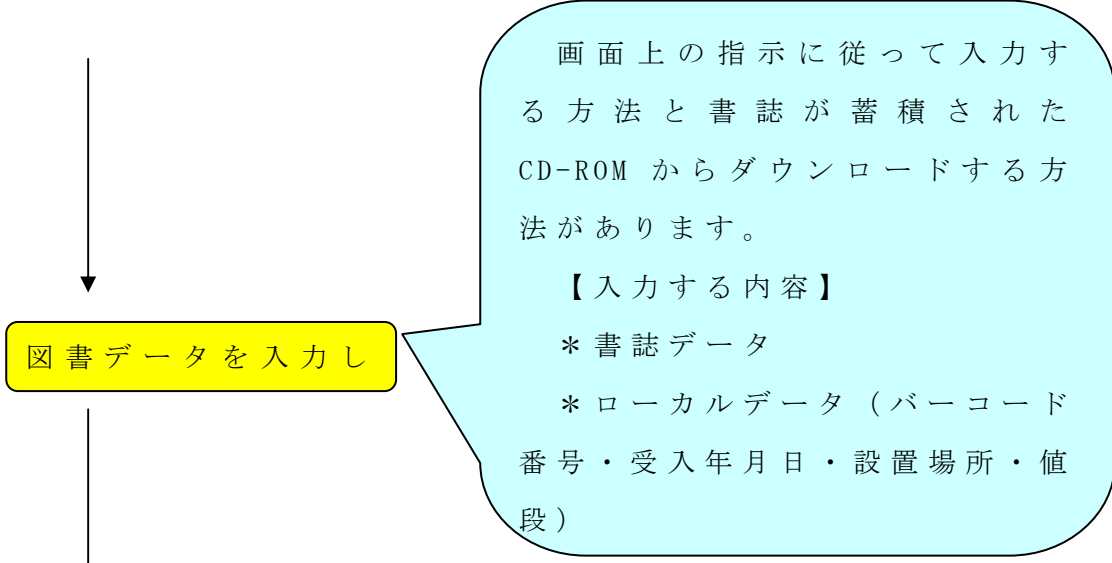
Q 1 3 : コンピュータを導入するには、どのようにしたらよいですか？

学校図書館の図書資料の状態や校内事情によって、省略できる作業もあります。学校事情によってアレンジして進めてください。また、作業の手順は使用ソフトによっても少々異なります。

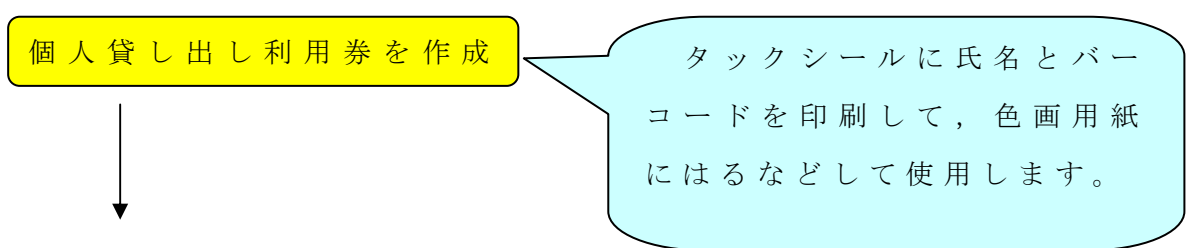
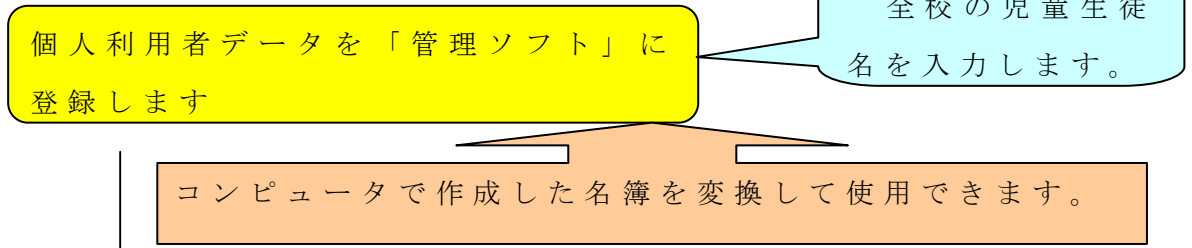
コンピュータ化作業手順

【 図書に対する作業 】

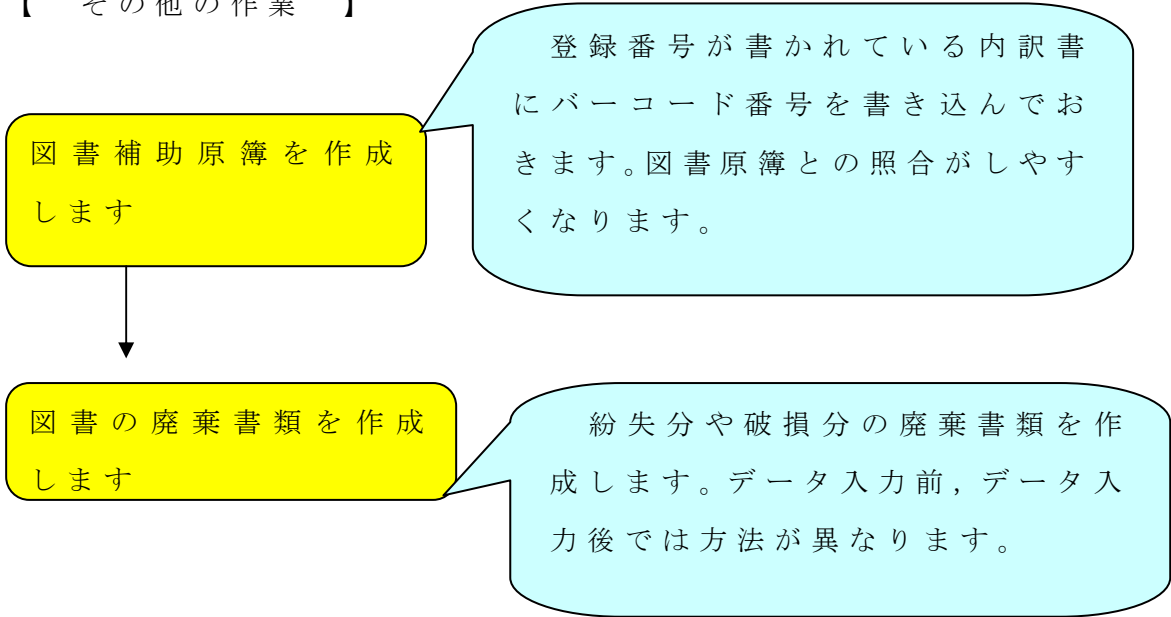




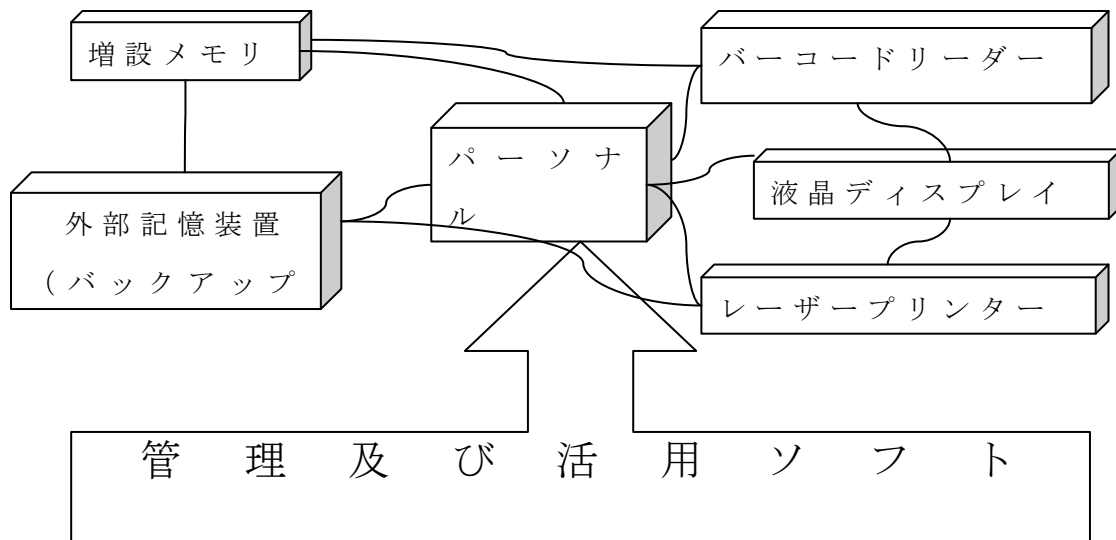
【 個人データに対する作業 】



【 その他の作業 】



コンピュータ導入に必要な機器



資料 1 学校図書館法

資料 2 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料 3 学校図書館メディア基準

資料 4 学校図書館図書標準

資料 5 図書館だよりの例

資料 6 図書の購入から廃棄まで

資料 7 推薦図書の選定

資料 1

【学校図書館法】 昭和 28 年 8 月 8 日 法律 185 制定

平成 13 年 3 月 30 日 法律第 9 号改正

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第 3 条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第 4 条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 1 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 3 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 4 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 5 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、

一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、教諭をもつて充てる。この場合において、当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除く外、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

(設置者の任務)

第6条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第7条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

2 学校図書館(国立学校の学校図書館を除く。)の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

3 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

第2章 削除

第8条から第12条まで削除

第3章 国の負担

(国の負担)

第13条 国は、地方公共団体が、その設置する高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)の学校図書館の設備又は図書が政令で定める基準に達していない場合において、これを当該基準にまで高め

ようとするときは、これに要する経費の2分の1を負担する。

(負担金の返還等)

第14条 文部大臣は、前条の規定により負担金の交付を受けた者が左の各号の1に該当するときは、当該年度におけるその後の負担金の交付をやめるとともに、すでに交付した当該年度の負担金を返還させるものとする。

1 この法律又はこの法律に基く政令の規定に違反したとき。

2 負担金の交付の条件に違反したとき。

3 虚偽の方法によつて負担金の交付を受けたとき。

(政令への委任)

第15条 前2条に規定するものを除く外、第13条の規定による国の負担金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 [抄]

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成15年3月31日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

附 則 [昭和33年5月6日法律第136号]

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和33年4月1日から適用する。

2 昭和32年度までの国庫負担金については、なお従前の例による。

附 則 [昭和41年6月30日法律第98号] [抄]

(施行期日)

1 この法律は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則 [平成9年6月11日法律第76号]

この法律は、公布の日から施行する。

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院)

(1997年6月3日)

政府及び地方公共団体は、次の事項について特段の配慮をすべきであ

る。

1 学校図書館は次世代の知と生きる力を育む宝庫であり，政府及び地方公共団体は不断の努力でその充実に取り組み，学校教育における図書館の重要性を広く啓蒙するとともに，今後中長期の学校図書館の在り方を総合的に検討すること。

2 政府及び地方公共団体は，この法律の趣旨を体し，司書教諭の計画的養成・発令に努めるとともに，小規模校への設置についても配慮すること。

3 政府は，司書教諭講習について，講習内容の現代化及び教員免許状取得前の受講を可能にするなど受講資格の弾力化を図り，時代の進展に応じたものとなるよう努めること。

4 政府は，学校教育における学校図書館の意義・機能，司書教諭の果たす役割等を勘案し，司書教諭の教諭としての職務の在り方に関し，担当授業時間数の軽減や司書教諭の専任化を含め，検討を行い，その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

5 政府及び地方公共団体は，司書教諭の設置及びその職務の検討に当たっては，現に勤務するいわゆる学校司書がその職を失う結果にならないよう配慮するとともに，職員配置を含めた，学校図書館整備のための地方公共団体独自の施策を，より一層充実するよう配慮すること。

6 政府及び地方公共団体は，ひきつづき，学校図書館資料の充実を図るとともに，マルチメディア時代に向けた学習情報センターとしての機能の充実に努めること。

学校図書館法の一部を改正する法律（1997年6月11日公布）

学校図書館法（昭和28年法律第185号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「大学」の下に「その他の教育機関」を加える。

附則第2項中「当分の間」を「平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては，当分の間）」に改める。

附 則

この法律は，公布の日から施行する。

学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令（1997年6月11日）

内閣は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）附則第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

学校図書館法附則第2項の政令で定める規模以下の学校は、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を300で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とを合計した数）が11以下の学校とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（1997年6月11日）

（附属学校を置く各国立大学長・各都道府県教育委員会・各都道府県知事・国立久里浜養護学校長あて）

文部省初等中等教育局長

このたび、別添のとおり、「学校図書館法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成9年6月11日法律第76号をもって公布され、同日から施行されました。

また、「学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令」（以下「規模政令」という。）が、平成9年6月11日政令第189号をもって公布され、同日から施行されるとともに、あわせて「学校図書館司書教諭講習規程」（昭和29年文部省令第21号）の一部が改正されました。

これらの法令改正等は、学校図書館の重要性に鑑み、その運営の中心的な役割を担う司書教諭の計画的な養成・発令を促進し、もって学校図書館の一層の充実を図ることを目的としたものであります。

改正法令等の概要及び留意事項は下記のとおりですので、今後、これらの改正法令等の趣旨に沿って司書教諭の計画的な養成・発令の促進等に努めるとともに、管下の学校に対して御指導願います。

また、各都道府県教育委員会におかれては、管下の市町村教育委員会

に対しこれらのことを通知し、改正法令等の趣旨を徹底されますよう御配慮願います。

記

1. 改正法令等の趣旨

学校図書館は学校図書館に欠くことのできないものであり、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能とともに、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには創造力を培い学習に対する興味・関心等呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能を果たし、学校教育の改革を進めるための中核的な役割を担うことが期待されている。特に、これからの学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等を育むことが求められており、学校図書館の果たす役割はますます重要になってきている。

学校図書館法（以下「法」という。）においては、学校図書館の中心的な役割を担う司書教諭の設置を当分の間猶予することとされてきたが、今後の学校図書館の役割の重要性に鑑み、司書教諭の養成・発令を一層促進するため、学校（法第2条の「学校」をいう。以下同じ。）における司書教諭設置の猶予期間を、政令で定める規模以下の学校を除き、平成15年3月31日までの間とするとともに、司書教諭養成のための講習を行う機関の拡充を図ることとしたものである。

2. 改正法令等の概要

(1) 司書教諭講習に関する事項（法第5条関係）

司書教諭講習については、これまで文部大臣の委嘱を受けた大学で行うこととされていたが、大学に加えて大学以外の教育機関も、文部大臣の委嘱を受けて司書教諭の講習を行うことができることとしたこと。

(2) 司書教諭設置の猶予期間に関する事項（法附則第2項及び規模政令関係）

司書教諭設置の猶予期間が平成15年3月31日までの間とされる学校を、学級の数（通信制の課程を置く高等学校にあつては、学級の数と

通信制の生徒の数を300で除して得た数とを合計した数)が11以下の学校(以下、「11学級以下の学校」という。)を除くすべての学校としたこと。

3. 留意事項

(1) 司書教諭については、これまでも昭和32年5月2日付け委初第165号、平成5年10月27日付け文初小第336号及び平成7年9月18日文初小第357号等により発令の促進を促してきたところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、今後は、司書教諭有資格者の養成・確保及びその発令をより一層計画的に推進するよう努めること。

(2) 改正法令等では、11学級以下の学校においては当分の間司書教諭を置かないことができるとされているが、学校図書館における司書教諭の重要性に鑑み、これらの学校においても司書教諭の設置がなされるよう努めることが望まれること。

(3) 司書教諭がその職責を十分に果たせるよう、校内における教職員の協力体制の確立に努めること。その際、各学校の実情に応じ、校務分掌上の工夫を行い、司書教諭の担当授業時間数の減免を行うことは、従来と同様、可能であること。

(4) 司書教諭講習を実施する教育機関としては、例えば、各都道府県及び市町村の教育センター等が考えられること。

(5) 学校図書館担当の事務職員は、図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務・会計等の職務に従事しているものであり、その役割は、司書教諭の役割とは別個のものであることに留意すること。

(6) マルチメディア時代に対応した学校図書館のより一層の充実と利用の促進を図るため、図書館資料や視聴覚機器、情報機器の整備に努めるとともに、公共図書館との連携や地域のボランティアの活用等による開かれた学校図書館づくりを推進するよう努めること。

資料 2

【子どもの読書活動の推進に関する法律】

(平成13年12月12日 法律第154号制定)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者はその事業活動を行うにあたっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

る。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子どもの読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子どもの読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は子どもの読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子どもの読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子どもの読書活動推進基本計画等）

第9条 都道府県は、子どもの読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子どもの読書活動推進基本計画」という。）を策定するよう努めなくてはならない。

2 市町村は、子どもの読書活動推進基本計画（都道府県子どもの読書活動推進計画が策定されているときは、子どもの読書活動推進基本計画及び都道府県子どもの読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子どもの読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなくてはならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県読書活動推進計画又は市町村子どもの読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県読書活動推進計画又は市町村子どもの読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心

と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の処置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

【子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 抜粋】

平成14年8月

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭，地域，学校における子どもの読書活動の推進

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

ア 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては，従来から国語などの各教科等における学習活動を通じて，読書活動が行われてきており，子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っている。

例えば，学習指導要領においては，小・中学校の国語科で，児童生徒の発達段階に応じて，「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる」ことなどを目標としている。

また，各教科，特別活動，総合的な学習の時間を通じて，児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を展開していくために，「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，児童・生徒の主体的，意欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととしている。

イ 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中・高等学校の各学校段階において，児童生徒の読書に親しむ態度を育成し，読書習慣を身に付けさせることが大切である。このため，既に8,000校を超える学校で実践されている「朝の読書」や読み聞かせなどの取組を一層普及させる。また，学校において推薦図書コーナーを設けたり，卒業までに一定量の読書を推奨するなど各学校が目標を設定することにより，学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

また，児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため，読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより，教職員の指導力の向上，学校図書館を活

用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても，児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう，図書整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

ウ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していくため，学校が家庭・地域と連携して子どもの「生きる力」をはぐくむ読書活動を推進する取組を促進するとともに，各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り，地域が一体となった子どもの読書活動の一層の推進を図っていく。

2 子どもの読書活動を推進するための施設，設備その他の諸条件の整備・充実

(3) 学校図書館等の整備・充実

ア 子どもの読書活動の推進における学校図書館の役割

学校図書館は，児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として，さらには想像力を培い学習に対する興味・関心等と呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能と，児童生徒の自発的，主体的な学習活動を支援し，教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし，学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に，学校教育においては，児童生徒が自ら考え，主体的に判断し，行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており，学校図書館には，様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

イ 学校図書館の図書資料，施設，設備その他の諸条件の整備・充実

① 学校図書館図書整備5か年計画

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには，子どもの知的活動を増進し，多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要である。また，各教科，特別活動，総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくために，学校図書館を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ，平成14年度から5年間で公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料を約4千万冊整備することを目指し，新たに，「学校図書館図書整備5か年計画」

を策定したところであり，平成14年度から平成18年度までの5年間で，毎年約130億円，総額で約650億円の地方交付税措置が講じられることとされている。今後，この計画に沿って，各地方公共団体において，学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう努める。

② 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については，読書スペースの整備が進められるよう，余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っているほか，校舎の新增改築の際の国庫補助基準面積の改定を行うなど所要の措置を講じている。

今後，各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう，学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに，各学級における読書活動を視野に入れた環境整備等を促していく。

資料 3 【学校図書館メディア基準】

2000年3月21日制定 全国学校図書館協議会

I, 基本原則

学校図書館メディアは、学校の教育課程に寄与し、児童生徒の健全な教養を育成することを目的とし、図書・視聴覚資料・コンピュータソフト等の各種メディアをもって構成する。

本基準は、学校図書館メディアにおける最低の基準を定めたものである。

II, 図書

1, 蔵書の最低基準冊数

小学校 P=児童数

学級数	単～6	7～12	13～18	19～24	25～30	31以上
冊数	15000 + 2 × P	15000 + 700 × A + 2 × P A = 6をこえた学級数	19200 + 600 × B + 2 × P B = 12をこえた学級数	22800 + 500 × C + 2 × P C = 18をこえた学級数	25800 + 400 × D + 2 × P D = 24をこえた学級数	28200 + 300 × E + 2 × P E = 30をこえた学級数

中学校 P=生徒数

学級数	単～3	4～6	7～9	10～12	13～15	16～18	19～21	22以上
冊数	20000 + 3 × P	20000 + 800 × A + 3 × P A = 3をこえた学級数	22400 + 700 × B + 3 × P B = 6をこえた学級数	24500 + 600 × C + 3 × P C = 9をこえた学級数	26300 + 500 × D + 3 × P D = 12をこえた学級数	27800 + 400 × E + 3 × P E = 15をこえた学級数	29000 + 300 × F + 3 × P F = 18をこえた学級数	29900 + 200 × G + 3 × P G = 21をこえた学級数

高等学校 P = 生徒数

学級数	単 ~ 3	4 ~ 6	7 ~ 9	10 ~ 12	13 ~ 15	16 ~ 18	19 ~ 21	22 ~ 24	25 ~ 27	28 以上
冊数	25000 + 5 × P	25000 + 100 × A + 5 × P A = 3 をこえた学級数	28000 + 90 × B + 5 × P B = 6 をこえた学級数	30700 + 80 × C + 5 × P C = 9 をこえた学級数	33100 + 70 × D + 5 × P D = 12 をこえた学級数	35200 + 60 × E + 5 × P E = 15 をこえた学級数	37000 + 50 × F + 5 × P F = 18 をこえた学級数	38500 + 40 × G + 5 × P G = 21 をこえた学級数	39700 + 30 × H + 5 × P H = 24 をこえた学級数	40600 + 20 × I + 5 × P I = 27 をこえた学級数

中等教育学校 P = 生徒数

学級数	単 ~ 6	7 ~ 9	10 ~ 12	13 ~ 15	16 ~ 18	19 ~ 21	22 ~ 24	25 ~ 27	28 以上
冊数	40000 + 5 × P	40000 + 100 × A + 5 × P A = 6 をこえた学級数	43000 + 90 × B + 5 × P B = 9 をこえた学級数	45700 + 80 × C + 5 × P C = 12 をこえた学級数	48100 + 70 × D + 5 × P D = 15 をこえた学級数	50200 + 60 × E + 5 × P E = 18 をこえた学級数	52000 + 50 × F + 5 × P F = 21 をこえた学級数	53500 + 40 × G + 5 × P G = 24 をこえた学級数	54700 + 30 × H + 5 × P H = 27 をこえた学級数

2. 蔵書の配分比率

(1) 標準配分比率

蔵書の配分比率は、冊数比とし、次の数値を標準とする。ただし、学校の教育課程、地域の実情を考慮して運用する。

校種	0, 総記	1, 哲学	2, 歴史	3, 社会科学	4, 自然科学	5, 技術	6, 産業	7, 芸術	8, 言語	9, 文学	合計
小学校	6	2	18	9	15	6	5	9	4	26	100
中学校	6	3	17	10	15	6	5	8	5	25	100
高等学校	6	9	15	11	16	6	5	7	6	19	100

中等教育学校	6	9	15	11	16	6	5	7	6	19	100
--------	---	---	----	----	----	---	---	---	---	----	-----

(2) 配分比率の運用

配分比率の運用には、次の事項を考慮する。

- ・まんがは、主題をもとに、分類する。
- ・絵本、専門教育を主とする学科またはコースを有する高等学校・中等教育学校においては、その専門領域の図書の配分比率について考慮する。

3、年間購入冊数と購入費

(1) 年間購入冊数

年間に購入する図書の最低冊数は、次の式によって得られる数値とする。

$$\text{蔵書数} \times 0.1 + 1 \text{冊} \times \text{児童生徒数} = \text{年間購入冊数}$$

(2) 年間購入費の算出

$$\text{年間購入冊数} \times \text{平均単価} = \text{年間購入費}$$

平均単価は、全国学校図書館協議会が毎年発表する「学校図書館図書平均単価」を適用する。

Ⅲ 新聞・雑誌

校種別、学校規模別の最低タイトル数は次の表の通りとする。

小学校

学級数	単～12	13～24	25以上
新聞	3	4	5
雑誌	15	18	20

中学校

学級数	単～12	13～24	25以上

新聞	4	5	6
雑誌	25	28	30

高等学校

学級数	単～12	13～24	25以上
新聞	8	9	10
雑誌	33	37	40

中等教育学校

学級数	単～12	13～24	25以上
新聞	10	12	14
雑誌	40	45	50

IVオーディオ・ソフト(カセットテープ・CD・MD等の録音資料)

校種別、学校規模別の最低基準本数は、次の表の通りである。

小学校

学級数	単～6	7～12	13～18	19～24	25～30	31以上
本数	40 0	$400 + 14 \times A$ A = 6をこえた学級数	$484 + 12 \times B$ B = 12をこえた学級数	$556 + 10 \times C$ C = 18をこえた学級数	$616 + 8 \times D$ D = 24をこえた学級数	$664 + 6 \times E$ E = 30をこえた学級数

中学校

学級	単～3	4～6	7～9	10～12	13～15	16～18	19～21	22以上
----	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------	------

数									
本数	500	500+2 6×A A=3を こえた学 級数	578+2 4×B B=6を こえた学 級数	650+2 2×C C=9を こえた学 級数	716+2 0×D D=12を こえた学 級数	776+1 8×E E=15を こえた学 級数	830+1 6×F F=18を こえた学 級数	878+1 4×G G=21を こえた学 級数	

高等学校

学級数	単 ～ 3	4～6	7～9	10～1 2	13～1 5	16～1 8	19～2 1	22～2 4	25～2 7	28以 上
本数	600	600+ 28×A A=3 をこえ た学級 数	684+ 26× B B=6 をこえ た学級 数	762+ 24× C C=9 をこえ た学級 数	834+ 22×D D=12 をこえ た学級 数	900+ 20×E E=15 をこえ た学級 数	960+ 18×F F=18 をこえ た学級 数	1014 +16 ×G G=21 をこえ た学級 数	1062 +14 ×H H=24 をこえ た学級 数	1104 +12 ×I I=27 をこえ た学級 数

中等教育学校

学級数	単 ～ 6	7～9	10～1 2	13～1 5	16～1 8	19～2 1	22～2 4	25～2 7	28以 上
本数	900	900+ 46×A A=6を こえた 学級数	1038 +44× B B=9を こえた 学級数	1170 +42× C C=12 をこえた 学級数	1296 +40× D D=15 をこえた 学級数	1416 +38× E E=18 をこえた 学級数	1530 +36× F F=21 をこえた 学級数	1638 +34× G G=24 をこえた 学級数	1740 +32× H H=27 をこえた 学級数

V ビデオ・ソフト(LD、DVD等の映像資料)

校種別、学校規模別の最低基準本数は、次のとおりとする。

小学校

学級数	単 ~6	7~12	13~18	19~24	25~30	31以上
本数	300	$300 + 14 \times A$ A=6をこえた学級数	$384 + 12 \times B$ B=12をこえた学級数	$456 + 10 \times C$ C=18をこえた学級数	$516 + 8 \times D$ D=24をこえた学級数	$564 + 6 \times E$ E=30をこえた学級数

中学校

学級数	単 ~3	4~6	7~9	10~12	13~15	16~18	19~21	22以上
本数	400	$400 + 2 \times A$ A=3をこえた学級数	$478 + 2 \times B$ B=6をこえた学級数	$550 + 2 \times C$ C=9をこえた学級数	$616 + 2 \times D$ D=12をこえた学級数	$676 + 1 \times E$ E=15をこえた学級数	$730 + 1 \times F$ F=18をこえた学級数	$778 + 1 \times G$ G=21をこえた学級数

高等学校

学級数	単 ~3	4~6	7~9	10~12	13~15	16~18	19~21	22~24	25~27	28以上
本数	500	$500 + 28 \times A$ A=3をこえた学級数	$584 + 26 \times B$ B=6をこえた学級数	$662 + 24 \times C$ C=9をこえた学級数	$734 + 22 \times D$ D=12をこえた学級数	$800 + 20 \times E$ E=15をこえた学級数	$860 + 18 \times F$ F=18をこえた学級数	$914 + 16 \times G$ G=21をこえた学級数	$962 + 14 \times H$ H=24をこえた学級数	$1004 + 12 \times I$ I=27をこえた学級数

中等教育学校

学級数	単 ～ 6	7～9	10～1 2	13～1 5	16～1 8	19～2 1	22～2 4	25～2 7	28以上
本数	800	800+ 46×A A=6を こえた 学級数	938+ 44×B B=9を こえた 学級数	1070 +42× C C=12 をこえた 学級数	1196 +40× D D=15 をこえた 学級数	1316 +38× E E=18 をこえた 学級数	1430 +36× F F=21 をこえた 学級数	1538 +34× G G=24 をこえた 学級数	1640 +32× H H=27 をこえた 学級数

VI コンピュータ・ソフト(CD-ROM、DVD-ROM等のコンピュータ資料)

校種別、学校規模別の最低基準本数は、次の表のとおりとする。ただし、OSソフト、図書管理用ソフト、ワープロ等を除くこと。

小学校

学級数	単 ～ 6	7～12	13～18	19～24	25～30	31以上
本数	200	200+12× A A=6をこえた学級数	272+10× B B=12をこえた学級数	332+8×C C=18をこえた学級数	380+6×D D=24をこえた学級数	416+4×E E=30をこえた学級数

中学校

学級数	単 ～ 3	4～6	7～9	10～12	13～15	16～18	19～21	22以上
本数	300	300+2 0×A A=3を こえた学	360+1 8×B B=6を こえた学	414+1 6×C C=9を こえた学	462+1 4×D D=12を こえた学	504+1 2×E E=15を こえた学	540+1 0×F F=18を こえた学	570+8 ×G G=21を こえた学

		級数	級数	級数	級数	級数	級数	級数	級数
--	--	----	----	----	----	----	----	----	----

高等学校

学級数	単 ～ 3	4～6	7～9	10～1 2	13～1 5	16～1 8	19～2 1	22～2 4	25～2 7	28以 上
本数	40 0	400+ 26×A A=3 をこえた学級数	478+ 24×B B=6 をこえた学級数	550+ 22×C C=9 をこえた学級数	616+ 20×D D=12 をこえた学級数	676+ 18×E E=15 をこえた学級数	730+ 16×F F=18 をこえた学級数	778+ 14×G G=21 をこえた学級数	820+ 12×H H=24 をこえた学級数	856+ 10×I I=27 をこえた学級数

中等教育学校

学級数	単～ 6	7～9	10～12	13～15	16～1 8	19～2 1	22～2 4	25～2 7	28以 上
本数	700	700+ 22×A A=6をこえた学級数	766+2 0×B B=9をこえた学級数	826+ 18×C C=12 をこえた学級数	880+ 16×D D=15 をこえた学級数	928+ 14×E E=18 をこえた学級数	970+ 12×F F=21 をこえた学級数	1006 +10×G G=24 をこえた学級数	1036 +8×H H=27 をこえた学級数

Ⅶ 運用に関する項目

1, 蔵書冊数が基準に達していない場合には、10年間を目途に整備を図るものとする。

2, 特殊教育諸学校においては、それぞれの校種別基準を準用するものとする。また、障害に応じて特に必要とする領域メディアについては、考慮する。特殊学級を設置する学校においても同様とする。

3, 専門教育を主とする学科またはコースを有する高等学校・中等教育学校は、その専門領域に必要とするメディアの冊数または、タイトル数を最低基準冊数または最低基準タイトル数に加えるものとする。

4, 中学校、高等学校を併設し、学校図書館を共用する学校においては、中等教育学校の基準数を準用するものとする。

5, 蔵書の構成にあたっては、配分比率とともに、各学年ごとの発達段階を考慮するものとする。特に小学校にあつては、1, 2年用向けの図書を蔵書の1/3を確保することが望ましい。

6, 学校図書館の機能を十分に発揮するためには、中核となる地域の学校図書館支援センターの創設、地域の学校図書館・公共図書館や資料館等を相互に結ぶネットワークの組織化を行い、メディアの共有、相互利用を積極的に進める必要がある。

資料 4**【 学 校 図 書 館 図 書 標 準 】**

平成 5 年文部省設定

小学校

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	3,000
3～6	$3,000 + 520 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$10,360 + 200 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$12,760 + 120 \times (\text{学級数} - 30)$

イ 中学校

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 640 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$10,720 + 480 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$13,600 + 320 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$17,440 + 160 \times (\text{学級数} - 30)$

ウ 盲学校（小学部）

学級数	蔵書冊数
-----	------

1	2,400
2	2,600
3～6	$2,600 + 173 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$3,292 + 160 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$4,252 + 133 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$5,050 + 67 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$5,854 + 40 \times (\text{学級数} - 30)$

工盲学校（中学部）

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 213 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,652 + 187 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$6,774 + 160 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$7,734 + 107 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$9,018 + 53 \times (\text{学級数} - 30)$

才豊学校（小学部）

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3～6	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$

13～18	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$

力聾学校（中学部）

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

キ養護学校（小学部）

学級数	蔵書冊数
1	2,400
2	2,520
3～6	$2,520 + 104 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$2,936 + 96 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$3,512 + 80 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$3,992 + 40 \times (\text{学級数} - 18)$

31～	$4,472 + 24 \times (\text{学級数} - 30)$
-----	---------------------------------------

夕養護学校（中学部）

学級数	蔵書冊数
1～2	4,800
3～6	$4,800 + 128 \times (\text{学級数} - 2)$
7～12	$5,312 + 112 \times (\text{学級数} - 6)$
13～18	$5,984 + 96 \times (\text{学級数} - 12)$
19～30	$6,560 + 64 \times (\text{学級数} - 18)$
31～	$7,328 + 32 \times (\text{学級数} - 30)$

資料5 【図書館だよりの例】

図書館だよりは、学校図書館の活動内容を紹介したり、校内の読書活動を推進したりするために発行されます。

右のように、全学年を対象としたもののほかに、小学校では、低・高学年や低・中・高学年を対象を絞ったものも考えられます。

読書生活についてクイズ形式で振り返るようにしたもの

掲載する内容例

- 推薦図書
(教師や児童生徒からの推薦)
- 読書クイズ
- 図書室の利用のきまり
- 読書感想文や読書ゆうびんの募集
- 図鑑や百科事典の索引の使い方
・・・など

小学校の図書館だよ

図書館

としょかんだより 3月

全学年用

日差しの暖かさに春の訪れを感じられるようになってきました。今の学年ももうすぐ終わり。新しい学年になる四月が待ち遠しいですね。この機会に1年間の読書生活を振り返って、新学年に生かしましょう。

★☆☆☆☆ 読書生活を振り返ろう ☆☆☆☆☆

☆ この1年間で何冊の本を借りましたか。読書カードで調べ、当てはまるところに色をぬりましょう。

15さつ まで	30さつ まで	40さつ まで	50さつ まで	51さつ 以上
------------	------------	------------	------------	------------

☆ 心に残っている本はありますか。記録しておきましょう。

☆ 読書生活を振り返ってみましょう。 → はい -----> いいえ

スタート スタンプラリーに 取り組んだ	いろいろなラベルの 本を読んだ	1週間 1回 1位本を読んだ	ゴール 読書によく 親しんでいます
本の返却を請求 されたことはない	今年度、好きな 本に出会えた	図書室で 遊んでしまった	まあまあです もう少し 頑張らしましょう

☆ あなたはどうでしたか。新学年になっても読書に親しみ、お気に入りの本をたくさん見つけられるようにしましょう。

作成者

図書館担当者が作成することが一般的ですが、児童生徒が作成する場合も考えられます。

下の図書館だよりは、中学生が作成したものです。先生に取材した推薦図書やお願いが中心です。

Reading ♥ Hearts

図書委員会より
5月号
H14.5.28

— 知っていますか? —

第1図書室に「読書心糧」という言葉が飾ってあるのを知っていますか?

「読書心糧」とは、読書は心の栄養、つまり読書は心を支えて豊かにするものという意味です。みなさんも身体の栄養はランチルームで、心の栄養は図書室で!!



— 図書委員の夢 —

みんなが気持ちよく、行きたいと思う図書室にしたいです。ご意見、ご感想があるときは気軽に図書委員に言って下さい!! みんなの理想の図書室へ近づけていきたいと思ひます。



— 図書委員からのお願い —

図書委員から、4つのお願いがあります。

1. 図書室は、できるだけ静かには、本はもとの場所にもとして下さい。
2. 本は絶対にやぶったり、らくがきをしたり、汚したりしないで下さい。
3. 本の返却期限は必ず守って下さい。
4. 教室の辞書は、大切に使用して下さい。

中学校の図書館だよ

— 2年所属の先生のおすすめの本 —

先生

★「モモ」ミシェル・エンヂ 作 岩波書店
理由... 現代社会の在り方に疑問を投げかける一冊です。「時間」の使い方について考えてみましょう。

先生

★「あみ無情 (レ・ミゼラブル)」ピクトル・ユー・ゴー、ポプラ社
理由... (小・中学生のときに読んで感動で泣いてしまった。とてもいい作品です。

先生

「世界がもし100人の村だったら」
C. ダグラス・ラミス 作 マグジックハウス
理由... 世界の人々と自分を簡単に比べることができません。英語の勉強にもなります。

先生

「放課後」東野圭吾 作
理由... 一番最近読んだ本です。女子高が舞台、数学男性教師が主人公のミステリーものです。軽いタッチと読みやすい文章でみんなにもおすすめです。(ちなみに先生は最後まで犯人がわかりませんでした)

★押がっている本は図書室にあります。 ウラハづく

資料 6

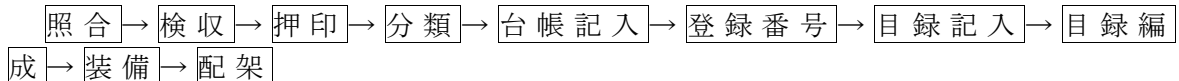
【図書の購入から廃棄まで】

★ まず購入する本を選びましょう

「学校の教育課程の展開に寄与するとともに，児童生徒の健全な教養を育成する」ことを目的として本を選びます。方法としては，以下のような方法が考えられます。

- ◇ 書店で実際に本を見て選ぶ
- ◇ 学校職員や児童生徒に希望を聞く
- ◇ 各種図書目録や書評などを参考にして選ぶ など

★ 本が届いたら次のような仕事をしてから図書室に本を並べましょう



※ 詳しくは『学校事務の手引き 下』P.97～104 III 学校図書館事務の取り扱いをご覧ください。

★ こんな工夫をしてみてもいいでしょうか

- ◎ 本のケースやカバーは，廊下や図書室の掲示板に貼ればPRに役立ちます。
- ◎ 本のカバーをダンボールに糊で貼ってそれをカッターで切り，ジグソーパズルのようにして図書館まつりなどで活用することができます。
- ◎ カバーを取ってしまうと地味になってしまう本は，ブックカバーでカバーごと覆うときれいになります。
- ◎ 受入年度ごとに色を替えてシールをラベルのところに貼っておくと，年度ごとに廃棄をしようと思ったときにとっても便利です。

★ 本を廃棄するときには，次のような手続きが必要です

登録された図書が，破損して修理に耐えなくなったとき，利用価値がなくなったときは，廃棄などをして除籍（処分）します。

< 備品扱い（5000円以上）の図書の場合 >

- ① 「物品の不用の決定について」（様式11）（学校事務の手引き 下 P.27）に必要事項を記入して「物品関係内訳書」とともに学校長の決済を受け，両方の書類を学事課に提出します。なお，図書原簿の写し（不用の図書が特定できるようにしたもの）を物品関係内訳書に代えることができます。

- ② 物品の不用が決定したら、「不用品の廃棄について」（様式 12）に必要事項を記入して「物品関係内訳書」とともに学校長の決済を受けます。
- ③ 手続きが終了したら、本に「廃棄済み」の印を押し、図書原簿内訳書のてん末欄に「廃棄」の印を押しします。
- ④ 図書原簿に処理を書きます。
- ⑤ 基本カードを抜き取ります。

< 消耗品扱い（5000 円未満）の図書の場合 >

- ① 「物品の不用の決定について」に必要事項を記入して学校長の決済を受けます。
- ② 物品の不用が決定したら、「不用品の廃棄について」（様式 12）に必要事項を記入して「物品関係内訳書」とともに学校長の決済を受けます。なお、消耗品の図書については、図書原簿内訳書の写しで不用の図書が特定できる場合には図書原簿の写しではなく、図書原簿内訳書の写しを添付すれば結構です。
- ③④⑤については、備品扱いの図書と同じです。

資料 7

【推薦図書を選定】

★ 推薦図書はなぜ必要なのでしょう

21世紀を担う児童生徒が、豊かな人間性と主体的に生きる力をもつために、児童生徒を読書のできる人間に育てることは、現代の大きな課題となっています。児童生徒に読書への意欲をもたせ、読書の楽しさを味わわせるには、教師や親の指導が必要となっており、本当におもしろい本・感動する本などを児童生徒に示すことはとても重要なことだと考えます。

★ どのような基準で選定したらよいのでしょうか

全国学校図書館協議会では、次のような観点で必読図書を選定しています。

読書生活を豊かにする観点

- ◇ 読書の楽しみと読書興味を培う
- ◇ 望ましい読書態度や習慣を育てる
- ◇ 読書領域の拡大と深化をはかる
- ◇ 集団の中での思考の深化をはかる

人間形成をはかる読書材

- ◇ 豊かな心情を育てる
- ◇ 自己の発見と確立をはかる
- ◇ 社会の中での生き方を考える
- ◇ 社会的な思考と態度を育てる

★ 選定の際に参考となるものはないのでしょうか

次のような本を参考にして選定してはいかがでしょうか。

- 『六訂 何をどう読ませるか』（全国学校図書館協議会）
- 『学校図書館基本図書目録』（全国学校図書館協議会）
- 『よい絵本』（全国学校図書館協議会）
- 『選定児童図書目録』（名古屋市児童図書選定協議会）
- 書評や児童図書目録 新聞・雑誌・出版社

★ 本を選定した後にどんなことをすればよいのでしょうか

ただ選定するだけでは、児童生徒はなかなか読んでくれません。

次のようなことに気を付けたいものです。

◎ 簡単な内容紹介や書評を書き加えたブックリストを、ぜひ作りましょう。児童生徒や教師が本を選ぶ参考になります。

◎ 図書館だよりで内容を紹介したり，図書室や廊下の掲示板などにブックカバーを貼ったりして大いにPRしましょう。

◎ 図書館に特設コーナーを設けたり，学級文庫に置いたりするなど，できるだけ児童生徒の身近に本を置くようにしましょう。

◎ 予算に余裕があれば，数冊買いそろえましょう。